

労災診療費の改定について

1. 概要

- 労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠しており、今回の健保の診療報酬改定に伴い、労災診療費の相当部分が連動して改定される。(28.3億円増)
- これに併せ、労災医療の特性を考慮して設定している労災独自の措置について、現下の課題を踏まえた見直しを行う。
(必要分4.5億円)

(主な課題)

- (1) 早期の職場復帰に資するリハビリテーションの充実
- (2) 増加傾向にある業務上の精神疾患への対応の充実
- (3) 石綿疾患等労災固有の疾病対策の充実

2. 主な改定内容

(1) 健保改定に伴う自然増 28.3 億円

(2) 現下の課題への対応

① 早期の職場復帰に資するリハビリテーションの充実

→ 早期リハビリテーション加算

0点(評価なし) → 45点(健保準拠)

※ 入院早期のリハビリテーションに対する評価の充実

3.0 億円程度

② 増加傾向にある業務上の精神疾患への対応の充実

→ 精神科デイ・ケア等への職場復帰プログラムの導入

を新たに評価(精神科職場復帰支援加算(仮称):200点/週)

→ 職場訪問指導の積極評価

(380点、320点 → 760点、380点)

※ 平成20年改定での新設項目だが、活用が進んでいない状況

0.5 億円程度

③ 石綿疾患等労災固有の疾病対策の充実

→ 石綿疾患についての計画的な治療を新たに評価

(石綿疾患療養管理料(仮称):225点)

※ 健保の特定疾患療養管理料を踏まえて点数設定

1.0 億円程度

※ 金額は平年度ベースの概算値